

業 務 年 報

平成 1 5 事業年度

 公害健康被害補償予防協会
(独立行政法人環境再生保全機構)

目 次

公害健康被害補償予防協会の概要	1
1 沿 革	1
2 目 的	1
3 業務内容	2
平成 15事業年度の業務運営の概況	3
1 組織及び定員	3
2 主要業務一覧	4
3 評議員会	5
4 事業報告	7
平成 15事業年度の経理の概況	8
1 第一種地域勘定	8
2 第二種地域勘定	9
3 業務勘定	11
4 健康被害予防事業勘定	12
平成 15事業年度の事業実績	14
1 汚染負荷量賦課金徴収決定状況 (都道府県別)	14
2 汚染負荷量賦課金徴収決定状況 (旧指定地域別)再掲	15
3 旧第一種地域納付金納付状況 (種類別・事業別)	16
4 旧第一種地域納付金納付状況 (県市区別)	17
5 旧第一種地域補償給付費納付金納付内訳 (県市区別・種類別)	18
6 旧第一種地域公害保健福祉事業費納付金納付内訳 (県市区別・事業別)	20
7 第二種地域納付金納付状況 (種類別・事業別)	22
8 第二種地域納付金納付状況 (県市別)	22

9 第二種地域補償給付費納付金納付内訳 (県市別・事業別)	23
10 第二種地域公害保健福祉事業費納付金納付内訳 (県市別・事業別)	23
11 健康被害予防事業実施状況	24
12 汚染負荷量賦課金の申告・納付に関する指導 (申告 納付 説明会)実施状況	29
13 汚染負荷量賦課金の業務委託状況	29
14 商工会議所別業務委託状況	30

参 考

1 公害健康被害補償予防協会の事務分掌	35
2 関係法令等の制定及び改廃の概要	36
3 公害健康被害補償予防制度の概要	37

公害健康被害補償予防協会の概要

1 沿革

昭和30年代以降、大気汚染及び水質汚濁による健康被害の発生は重大な社会問題となり、その健康被害の深刻さと問題解決の困難さは四大公害裁判が如実に示すところであった。公害健康被害者の救済は、被害の発生が原因者の汚染原因物質の排出による環境汚染によるものである以上、本来はその原因者と被害者との間の民事上の損害賠償として処理されるものであるが、この解決には多大の労力と時日を要し被害者の迅速な救済を期しがたいという問題があり、なかでも原因者が不特定多数である著しい大気汚染による健康被害者の救済は、速やかな解決を必要とする課題となっていた。このため、昭和48年10月に「公害健康被害補償法」が制定されたものである。

その内容は、民事責任を踏まえて公害健康被害者の迅速な救済を目的とする行政上の補償制度であり、全国の汚染原因者から賦課金を徴収し、補償給付の支給等に必要な財源に充てることとしている。この徴収業務等を行う特殊法人として昭和49年6月に「公害健康被害補償協会」が設立された。その後、昭和61年10月の中央公害対策審議会の答申に基づき、近年の大気汚染の状況を踏まえ、昭和62年9月に「公害健康被害補償法の一部を改正する法律」が成立し、これにより昭和63年3月に題名を「公害健康被害の補償等に関する法律」(以下「法」という)に改正、また、協会の名称を「公害健康被害補償予防協会」(以下「協会」という)に改め、従来業務に加えて、基金に基づく健康被害予防事業を実施することとなった。

なお、独立行政法人環境再生保全機構法の施行に伴い、協会の全ての業務と環境事業団の一部の業務を承継する独立行政法人環境再生保全機構が平成16年4月1日に設立され、公害健康被害補償予防協会は解散した。

2 目的

協会は、大気汚染又は水質汚濁の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償等に必要な費用を汚染原因者から徴収し都道府県等に納付するとともに、大気汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業及びこれを行う地方公共団体等に対する助成金の交付に関する業務を行うことを目的としている。

3 業務内容

協会の業務内容は、次のとおりである。

(1) 賦課金の徴収に関する業務（法第 88 条第 1 号）

ア 汚染負荷量賦課金の徴収

大気汚染の影響による非特異的疾患(気管支ぜん息等)に係る健康被害者(被認定者)に対する補償給付費等の財源に充てるため、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等設置者から汚染負荷量賦課金を徴収すること。

イ 特定賦課金の徴収

大気汚染、水質汚濁の影響による特異的疾患(水俣病等)に係る健康被害者に対する補償給付費等の財源に充てるため、その原因者である特定施設等設置者から特定賦課金を徴収すること。

(2) 法第 13 条第 2 項の規定による支払いに関する業務（法第 88 条第 2 号）

補償給付を受けることができる者に対し、裁判等による損害の填補が行われ、都道府県知事等が補償給付の支給の義務を免れることになった場合、その損害を填補したばい煙発生施設等設置者からの請求に基づき、補償給付の額に相当する金額の全部又は一部を支払うこと。(給付免責調整支出金)

(3) 法第 48 条の規定による納付金の納付に関する業務（法第 88 条第 3 号）

旧第一種地域及び第二種地域を管轄する都道府県等が支弁する補償給付に要する費用並びに都道府県知事等が行う公害保健福祉事業に要する費用に充てるための納付金を納付すること。

(4) 大気汚染の影響による健康被害予防事業に関する業務（法第 88 条第 4 号）

調査研究、知識の普及及び研修を行うこと。

(5) 地方公共団体等が行う健康被害予防事業に対する助成金の交付に関する業務（法第 88 条第 5 号）

大気汚染の影響による健康被害の予防に関する計画の作成、健康相談、健康診査、機能訓練若しくは施設等の整備を行う地方公共団体又は環境事業団に対し助成金を交付すること。

(6) 附帯業務（法第 88 条第 6 号）

(1) から (5) までの業務に附帯する業務を行うこと。

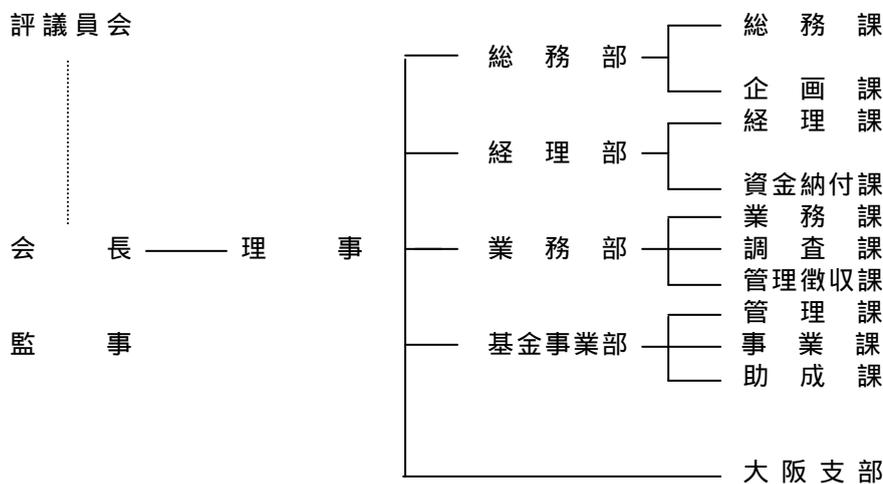
平成 15 事業年度の業務運営の概況

1 組織及び定員

平成 16 年 3 月末現在の協会の組織は、4 部 10 課と大阪支部から構成されており、役職員の定員は、役員 5 人、職員 69 人の計 74 人である。

役員は、会長 1 人 (非常勤)、理事 3 人、監事 1 人 (非常勤) で、会長及び監事は、環境大臣が任命し、理事は、環境大臣の認可を受けて、会長が任命している。また、顧問 (非常勤) は、会長が委嘱している。

組織は、次のとおりである。



平成 16 年 3 月末現在の役員の状況は、次のとおりである。

役職名	氏名
会長	内田 公三 (非常勤)
理事	伊藤 敬一
	太田 幸維
	斉藤 照夫
監事	苧坂 和邦 (非常勤)
顧問	植松 敏 (非常勤)

2 主要業務一覧

年 月 日	事 項
平成 15年 4月 1日	平成 15年度賦課金徴収業務委託契約を締結 (函館商工会議所ほか 155商工会議所)
4月 2日	平成 15年度汚染負荷量賦課金の申告・納付説明会を開催 (4月 18日まで全国 104ヶ所、出席事業所 4,421事業所)
5月 22・23日	定期監事監査 (支部)
5月 31日・6月 1日	エコカ-ワ-ルド2003 (於 :東京都代々木公園イベント広場)
5月 31日・6月 1日	エコライフ・フェア2003 (於 :東京都代々木公園ケヤキ並木)
6月 5・6日	定期監事監査 (本部)
6月 12日	決算監査 (本部)
8月 25日	会計検査院会計実地検査 (本部)
9月 22日	第 55回評議員会開催 (於 :飯野ビル)
9月 28日	ぜん息児水泳フェスティバル (関西地区 :大阪プ-ル (大阪市))
10月 25日	ぜん息児水泳フェスティバル (関東地区 :東京辰巳国際水泳場 (江東区))
12月 1~ 31日	大気汚染防止キャンペーン (大気汚染防止推進月間)
平成 16年 1月 30日 ~ 2月 1日	協会本部移転作業 (東京都港区 神奈川県川崎市)
3月 4日	業務委託商工会議所担当者研修会 (於 :虎ノ門パストラル)
3月 17日	第 26回業務運営に関する懇談会開催 (於 :虎ノ門パストラル)
3月 23日	第 56回評議員会開催 (於 :飯野ビル)

3 評議員会

評議員会は、協会会長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議するため、昭和51年10月1日から設置されている。また、評議員会は、評議員20人以内で組織されている。(法第85条)

平成16年3月末現在の評議員は、次のとおりである。

氏名	役職名	任命年月日
伊藤 政子	全国人権擁護委員連合会監事	平成15年3月24日
内山 巖雄	京都大学大学院工学研究科教授	平成15年3月24日
大木 和雄	日本鋳業協会会長 (日鋳金属(株)代表取締役社長)	平成15年3月24日
加藤 三郎	環境文明研究所代表取締役所長	平成15年3月24日
北野 信之	金沢市環境部長	平成15年8月13日
佐々木 博朗	石油化学工業協会環境委員会委員長 (東ソー(株)常務取締役)	平成15年3月24日
鈴木 継美	東京大学名誉教授	平成15年3月24日
関沢 秀哲	日本鉄鋼連盟環境政策委員会委員長 新日本製鐵(株)常務取締役	平成15年4月16日
只木 可弘	日本自動車工業会環境委員会副委員長 (いすゞ自動車(株)取締役兼執行役員)	平成15年3月24日
新美 春之	石油連盟環境安全委員会委員長 (昭和シェル石油(株)代表取締役会長)	平成15年3月24日
濱田 隆一	電気事業連合会専務理事 (中部電力(株)取締役)	平成15年3月24日
前川 美之	日本化学工業協会環境安全委員会委員長 (三菱化学(株)常務執行役員)	平成15年3月24日
榊井 成夫	読売新聞社論説委員	平成15年3月24日
増田 喬史	大阪市都市環境局環境部長	平成15年3月24日
松村 弓彦	明治大学法学部教授	平成15年3月24日
山本 一元	日本経済団体連合会環境安全委員会委員長 (旭化成(株)代表取締役社長)	平成15年3月24日
山本 英樹	日本製紙連合会環境保全委員会委員長 (王子製紙(株)常務取締役)	平成15年7月28日
和気 洋子	慶應義塾大学商学部教授	平成15年3月24日
渡辺 修	休暇村協会理事長	平成15年3月24日
渡辺 一秀	日本商工会議所環境委員会委員長 (マツダ(株)代表取締役会長)	平成15年3月24日

(1)第 55回公害健康被害補償予防協会評議員会会議録概要

日 時 平成 15年 9月22日(月)
午前 10時 00分 ~ 11時 30分

場 所 キャッスル(飯野ビル9F)
千代田区内幸町 2- 1 - 1

出席者 評議員
伊藤評議員、内山評議員、加藤評議員、鈴木評議員、関沢評議員
榊井評議員、松村評議員、山本(一)評議員、山本(英)評議員、
和気評議員、渡辺(修)評議員

環境省
松本総合環境政策局長、滝澤環境保健部長、小林企画課長
松田保健業務室長、平田調査官、堅尾自動車環境対策課長

公害健康被害補償予防協会
内田会長、伊藤理事、太田理事、斉藤理事、苧坂監事、植松顧問
村川総務部長、石川経理部長、恒吉業務部長、細野基金事業部長

次 第 公害健康被害補償予防協会会長挨拶
環境省総合環境政策局長挨拶
評議員交替の紹介
評議員会議長の選出、評議員会議長代理の指名
議事
(1)公害健康被害補償予防協会の平成 14事業年度決算の概要について
(2)公害健康被害補償予防協会の平成 15事業年度の事業実施状況について
最近の環境行政におけるトピックス
「最近の大気環境対策の動向について」
質疑応答

(2)第 56回公害健康被害補償予防協会評議員会会議録概要

日 時 平成 16年 3月23日(火)
午後 3時 00分 ~ 5時00分

場 所 キャッスル(飯野ビル9F)
千代田区内幸町 2- 1 - 1

出席者 評議員
伊藤評議員、加藤評議員、鈴木評議員、関沢評議員、只木評議員、
増田評議員、松村評議員、山本(一)評議員、山本(英)評議員、
和気評議員、渡辺(修)評議員

環境省
松本総合環境政策局長、滝澤環境保健部長、小林企画課長、
松田保健業務室長、平田調査官、吉川自動車環境対策課課長補佐

公害健康被害補償予防協会
内田会長、伊藤理事、太田理事、斉藤理事、苧坂監事、植松顧問
村川総務部長、石川経理部長、恒吉業務部長、細野基金事業部長

次 第 公害健康被害補償予防協会会長挨拶
環境省総合環境政策局長挨拶
公害健康被害補償予防制度に関する環境省の報告
(1)公健協会の独立行政法人への移行並びに平成 16年度汚染負荷量賦課金
の賦課料率
(2)平成 16年度の公健法による補償給付等について
議事
(1)平成 16事業年度予算について
(2)平成 15事業年度の事業実施状況について
最近の環境行政におけるトピックス
「化学物質審査規制法の動き」について
質疑応答

4 事業報告

平成 15事業年度の事業計画の実施結果は、次のとおりである。

(単位 :円)

事 業 区 分	金 額
1 賦課金の徴収に関する業務	
(1) ばい煙発生施設等設置者からの汚染負荷量賦課金の徴収	51,201,881,900
(2) 特定施設等設置者からの特定賦課金の徴収	86,875,900
2 法第 13条第 2項の規定による支払に関する業務 給付免責調整支出金	34,836,590
3 法第 48条の規定による納付金の納付に関する業務	
(1) 旧第一種地域関係	
ア 補償給付費	64,260,604,135
イ 公害保健福祉事業費	105,895,000
(2) 第二種地域関係	
ア 補償給付費	85,302,197
イ 公害保健福祉事業費	814,000
4 法第 88条第 4号に規定する大気の影響による健康被害の 予防に関する業務	649,375,574
5 法第 88条第 5号に規定する地方公共団体等に対する助成金の交 付に関する業務	752,315,000
6 法附則第 19条の 2 の規定による政府の交付金等の受入に関する 業務	
(1) 公害健康被害補償予防協会交付金	13,212,800,333
(2) 公害保健福祉事業費補助金	35,557,000

平成 15 事業年度の経理の概況

1 第一種地域勘定

(1) 予 算

収入は、汚染負荷量賦課金 51,017,623 千円、政府助成金 13,276,798 千円、納付財源引当金戻入 4,161,056 千円、雑収入 4,166 千円、計 68,459,643 千円を計上し、支出は、納付金 67,792,136 千円、給付免責調整支出金 50,000 千円、業務勘定へ繰入 603,341 千円、還付金 10,000 千円、計 68,455,477 千円を計上した。

(2) 決 算

収入の部では、収入予算額計 68,459,643 千円に対し、収入決定済額は 64,975,526 千円で、3,484,117 千円の減となった。支出の部では、支出予算額 68,455,477 千円に対し、支出決定済額は 64,956,610 千円で、3,498,867 千円の減となった。

(本章の本文における金額は、千円未満を四捨五入してあるので合計とは端数において合致しないものがある。)

貸 借 対 照 表

平成 16 年 3 月 31 日現在

(単位 : 円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	15,475,848,501	流 動 負 債	216,687,496
現 金 ・ 預 金	15,120,304,535	未 払 金	210,052,503
未 収 収 益	324,262	預 り 金	6,634,993
未 収 金	355,219,704	特別法上の引当金等	
固 定 資 産		納 付 財 源 引 当 金	15,394,281,505
投資その他の資産		(負債合計)	(15,610,969,001)
貸 付 金	135,120,500		
資 産 合 計	15,610,969,001	負 債 ・ 資 本 合 計	15,610,969,001

損 益 計 算 書

自 平成 15年 4月 1日

至 平成 16年 3月 31日

(単位 :円)

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用		経常収益	
納付金	64,366,499,135	賦課金収入	51,201,881,900
補償給付費納付金	64,260,604,135	国庫補助金収入	35,287,000
公害保健福祉事業費		政府交付金収入	13,212,800,333
納付金	105,895,000	引当金戻入	
給付免責調整支出金	34,836,590	納付財源引当金戻入	481,935,531
業務勘定へ繰入	554,960,388	雑益	37,372,835
還付金			
賦課金還付金	313,600		
雑損	12,667,886		
合 計	64,969,277,599	合 計	64,969,277,599

2 第二種地域勘定

(1) 予 算

収入は、特定賦課金 105,844 千円、政府助成金 1,134 千円、雑収入 1 千円、計 106,979 千円を計上し、支出は、納付金 105,723 千円、業務勘定へ繰入 1,255 千円、計 106,978 千円を計上した。

(2) 決 算

収入の部では、収入予算額 106,979 千円に対し、収入決定済額は、87,258 千円で、19,721 千円の減となった。支出の部では、支出予算額 106,978 千円に対し、支出決定済額は 87,146 千円で、19,832 千円の減となった。

貸 借 対 照 表

平成 16年 3月 31日現在

(単位 :円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,311,744,332	流動負債	92,554,300
現金・預金	500,527	短期借入金	92,198,800
未収収益	5	預り金	355,500
未収金	2,311,243,800	固定負債	
		長期借入金	2,218,689,500
		特別法上の引当金等	
		納付財源引当金	500,532
		(負債合計)	(2,311,744,332)
資産合計	2,311,744,332	負債・資本合計	2,311,744,332

損 益 計 算 書

自 平成 15年 4月 1日

至 平成 16年 3月 31日

(単位 :円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用		経常収益	
納付金	86,116,197	賦課金収入	86,875,900
補償給付費納付金	85,302,197	国庫補助金収入	270,000
公害保健福祉事業費 納付金	814,000	雑益	16
業務勘定へ繰入	1,029,703		
引当金繰入			
納付財源引当金 繰入	16		
合計	87,145,916	合計	87,145,916

3 業務勘定

(1) 予 算

収入は、政府助成金 927,599 千円、他勘定より受入 604,596 千円、雑収入 5,461 千円、計 1,537,656 千円を計上し、支出は、業務運営費 1,201,323 千円、事務所移転等経費 324,667 千円、予備費 10,000 千円、計 1,535,990 千円を計上した。

(2) 決 算

収入の部では、収入予算額 1,537,656 千円に対し、収入決定済額は、1,424,831 千円で、112,825 千円の減となった。支出の部では、支出予算額 1,535,990 千円に対し、支出決定済額は 1,402,560 千円で、133,430 千円の減となった。

貸 借 対 照 表

平成 16年 3月 31日現在

(単位 :円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	769,723,506	流 動 負 債	212,007,871
現 金 ・ 預 金	769,694,479	短 期 借 入 金	90,479,000
未 収 収 益	1,188	未 払 金	42,478,559
未 収 金	27,839	未 払 費 用	6,226,897
固 定 資 産	2,541,719,970	預 り 金	72,823,415
有 形 固 定 資 産	122,115,506	固 定 負 債	923,657,470
車 両 ・ 運 搬 具	412,650	長 期 借 入 金	44,641,500
工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	121,702,856	引 当 金	
無 形 固 定 資 産		退 職 給 与 引 当 金	648,184,300
電 話 加 入 権	1,405,784	資 産 見 返 勘 定	230,831,670
投 資 其 他 の 資 産	2,418,198,680	資 産 見 返 補 助 金	208,967,723
貸 付 金	2,310,888,300	資 産 見 返 賦 課 金	21,863,947
敷 金 ・ 保 証 金	107,310,380	(負 債 合 計)	1,135,665,341
		剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	2,175,778,135
		積 立 金	2,174,053,674
		当 期 利 益 金	1,724,461
		(資 本 合 計)	2,175,778,135
資 産 合 計	3,311,443,476	負 債 ・ 資 本 合 計	3,311,443,476

損 益 計 算 書

自 平成 15年 4月 1日

至 平成 16年 3月 31日

(単位 :円)

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用		経常収益	
徴収業務費	288,254,487	国庫補助金収入	684,437,651
一般管理費	831,957,373	他勘定より受入	552,759,372
一般管理費	782,451,608	第一種地域勘定より受入	551,729,669
退職給与引当金繰入	35,937,400	第二種地域勘定より受入	1,029,703
減価償却費	13,568,365	資産見返戻入	26,529,101
事務所移転等経費	133,344,802	資産見返補助金戻入	15,398,793
雑損	12,960,736	資産見返賦課金戻入	11,130,308
当期利益金	1,724,461	雑益	4,515,735
合 計	1,268,241,859	合 計	1,268,241,859

4 健康被害予防事業勘定

(1) 予 算

収入は、基金運用収入 1,850,269 千円、雑収入 1,727 千円、計 1,851,996 千円を計上し、支出は、健康被害予防事業費 1,489,921 千円、事業運営費 354,375 千円、還付金 200 千円、予備費 7,500 千円、計 1,851,996 千円を計上した。

(2) 決 算

収入の部では、収入予算額 1,851,996 千円に対し、収入決定済額は 1,768,487 千円で、83,509 千円の減となった。支出の部では、支出予算額 1,851,996 千円に対し、支出決定済額は、1,728,217 千円で、123,779 千円の減となった。

貸借対照表

平成16年3月31日現在

(単位:円)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,206,058,306	流動負債	440,098,928
現金・預金	810,760,481	未払金	436,682,982
未収収益	376,534,482	未払費用	1,951,661
未収金	18,763,343	預り金	1,464,285
固定資産	51,069,469,800	固定負債	
有形固定資産		引当金	
工具・器具・備品	48,108,726	退職給与引当金	169,064,400
無形固定資産	1,300,600	(負債合計)	609,163,328
電話加入権	145,600	資本金	
版権	1,155,000	政府出資金	6,071,570,000
投資その他の資産		拠出金	44,948,490,474
公害健康被害 予防基金資産	51,020,060,474	工場・事業場 拠出金	40,823,369,179
		関連事業者 拠出金	4,125,121,295
		剰余金	
		利益剰余金	646,304,304
		積立金	623,753,372
		当期利益金	22,550,932
		(資本合計)	51,666,364,778
資産合計	52,275,528,106	負債・資本合計	52,275,528,106

損益計算書

自平成15年4月1日

至平成16年3月31日

(単位:円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
経常費用		経常収益	
健康被害 予防事業費	1,401,095,224	基金運用収入	1,766,796,677
直轄事業費	648,780,224	受取利息	1,762,669,526
助成事業費	752,315,000	有価証券償還益	4,127,151
事業管理費	36,986,399	雑益	1,690,472
一般管理費	302,873,412		
一般管理費	271,290,292		
退職給与 引当金繰入	13,765,000		
減価償却費	17,818,120		
雑損	4,981,182		
当期利益金	22,550,932		
合計	1,768,487,149	合計	1,768,487,149

平成 15 事業年度の事業実績

1 汚染負荷量賦課金徴収決定状況 (都道府県別)

(単位:件、円)

区 分	件 数	金 額
北海道	546	5,023,802,700
青森	106	389,945,600
岩手	122	314,394,900
宮城	141	618,848,500
秋田	113	408,410,900
山形	80	148,617,100
福島	151	1,184,158,700
茨城	215	2,607,651,200
栃木	163	422,312,200
群馬	135	359,803,500
埼玉	289	342,859,200
千代田	290	1,952,698,100
東京都	678	1,789,898,500
神奈川県	429	2,577,446,500
新潟	183	1,190,496,100
富山	129	484,771,000
石川	66	90,632,500
福井	71	275,649,400
山梨	49	31,254,600
長野	134	176,543,400
岐阜	159	563,147,000
静岡県	344	1,118,413,600
愛知県	641	3,708,289,500
三重	169	2,059,523,500
滋賀	119	337,282,400
京都	141	174,031,600
大阪	582	1,823,843,200
兵庫県	412	1,734,529,100
奈良	67	63,006,400
和歌山	76	741,974,600
鳥取	37	130,162,800
島根	70	160,238,700
岡山	198	3,529,345,600
広島	196	2,000,810,200
山口	154	2,194,259,800
徳島	60	384,639,300
香川	71	1,136,252,600
愛媛	104	1,352,787,900
高知	43	70,687,500
福岡	280	2,367,592,300
佐賀	61	250,776,900
長崎	72	683,571,900
熊本	108	192,508,200
大分	93	1,861,421,500
宮崎	74	775,190,700
鹿児島	91	420,292,300
沖縄	66	977,108,200
計	8,571	51,195,882,500
過年度分	7	5,999,400
合 計	8,578	51,201,881,900

2 汚染負荷量賦課金徴収決定状況 (旧指定地域別)再掲

(単位:件、円)

区 分			件 数	金 額
千 葉 市			12	83,986,700
東 京 都	千 代 田 区		98	15,604,800
	中 央 区		42	3,669,500
	港 区		66	11,627,600
	新 宿 区		36	7,607,600
	文 京 区		26	6,341,200
	台 東 区		11	818,800
	品 川 区		26	1,132,383,900
	大 田 区		36	38,925,000
	目 黒 区		15	4,984,900
	洪 谷 区		25	5,503,900
	豊 島 区		11	928,500
	北 区		28	24,642,700
	板 橋 区		29	69,215,400
	墨 田 区		14	2,348,900
	江 東 区		31	97,647,000
	荒 川 区		4	779,000
	足 立 区		23	63,096,400
	葛 飾 区		12	146,111,700
	江 戸 川 区		11	69,396,700
(東京 19区計)			(544)	(1,701,633,500)
横 浜 市		35	413,285,800	
川 崎 市		79	1,687,864,100	
富 士 市		61	478,262,500	
名 古 屋 市		125	578,228,600	
東 海 市		22	1,790,810,800	
四 日 市		29	1,408,095,600	
楠 町		7	23,606,900	
大 阪 府	大 阪 市		250	770,600,800
	豊 中 市		6	11,205,500
	吹 田 市		14	85,018,600
	守 口 市		9	5,894,600
	東 大 阪 市		22	67,622,100
	八 尾 市		19	18,619,400
	堺 市		65	688,146,900
(大阪 7市計)			(385)	(1,647,107,900)
神 戸 市		57	308,519,500	
尼 崎 市		72	511,110,700	
倉 敷 市		37	2,935,122,500	
玉 野 市		3	78,528,000	
備 前 市		5	37,986,400	
北 九 州 市		53	1,708,592,600	
大 牟 田 市		13	104,225,800	
旧 指 定 地 域			1,539	15,496,967,900
そ の 他 地 域			7,032	35,698,914,600
計			8,571	51,195,882,500
過 年 度 分			7	5,999,400
合 計			8,578	51,201,881,900

3 旧第一種地域納付金納付状況 (種類別・事業別)

(単位:円)

区 分	金 額
補 償 給 付 費	64,260,604,135
療養の給付及び療養費	22,983,006,656
障 害 補 償 費	28,639,192,230
遺 族 補 償 費	4,106,517,180
遺 族 補 償 一 時 金	1,319,885,581
児 童 補 償 手 当	0
療 養 手 当	6,980,300,700
葬 祭 料	231,701,788
公害保健福祉事業費*	105,895,000
納付対象総事業費	(141,221,144)
リハビリテーション事業費	(23,245,525)
転地療養事業費	(57,862,468)
療養用具支給事業費	(101,062)
家庭療養指導事業費	(60,012,089)
合 計	64,366,499,135

* 1 ()内は納付対象総事業費の内訳であり、納付金の内訳ではない。

2 協会納付額は、法第48条第2項の規定に基づき、納付対象総事業費の3/4の額であり、残り1/4の額は、県市区の負担である。

4 旧第一種地域納付金納付状況 (県市区別)

(単位 :円)

区 分		補 償 給 付 費	公 害 保 健 福 祉 事 業 費	合 計
千 葉 市		503,587,022	2,851,000	506,438,022
東 京 都	千 代 田 区	175,724,482	60,000	175,784,482
	中 央 区	165,991,894	871,000	166,862,894
	港 区	434,094,353	119,000	434,213,353
	新 宿 区	1,011,531,522	741,000	1,012,272,522
	文 京 区	722,501,008	483,000	722,984,008
	台 東 区	390,806,755	345,000	391,151,755
	品 川 区	948,705,277	492,000	949,197,277
	大 田 区	1,786,458,525	279,000	1,786,737,525
	目 黒 区	621,440,752	427,000	621,867,752
	渋 谷 区	632,934,882	76,000	633,010,882
	豊 島 区	649,922,684	1,280,000	651,202,684
	北 区	1,012,738,915	199,000	1,012,937,915
	板 橋 区	1,846,430,678	3,792,000	1,850,222,678
	墨 田 区	713,351,145	872,000	714,223,145
	江 東 区	1,556,417,593	447,000	1,556,864,593
	荒 川 区	958,373,692	260,000	958,633,692
	足 立 区	1,772,340,095	861,000	1,773,201,095
	葛 飾 区	1,186,887,243	136,000	1,187,023,243
	江 戸 川 区	1,076,548,776	2,946,000	1,079,494,776
(東京 19区計)		(17,663,200,271)	(14,686,000)	(17,677,886,271)
横 浜 市	724,851,819	3,388,000	728,239,819	
川 崎 市	2,662,584,260	13,088,000	2,675,672,260	
富 士 市	563,709,618	2,535,000	566,244,618	
名 古 屋 市	3,993,784,589	13,672,000	4,007,456,589	
愛 知 県	642,087,262	2,678,000	644,765,262	
四 日 市 市	745,351,199	2,671,000	748,022,199	
三 重 県	68,097,461	299,000	68,396,461	
大 阪 府	大 阪 市	14,001,264,957	11,681,000	14,012,945,957
	豊 中 市	435,969,991	595,000	436,564,991
	吹 田 市	443,977,500	1,648,000	445,625,500
	守 口 市	1,897,751,427	1,601,000	1,899,352,427
	東 大 阪 市	2,348,923,712	1,762,000	2,350,685,712
	八 尾 市	1,292,401,625	4,236,000	1,296,637,625
	堺 市	3,168,875,080	9,539,000	3,178,414,080
(大阪 7市計)		(23,589,164,292)	(31,062,000)	(23,620,226,292)
神 戸 市	1,135,462,132	2,316,000	1,137,778,132	
尼 崎 市	4,648,011,192	8,397,000	4,656,408,192	
倉 敷 市	3,129,675,824	1,995,000	3,131,670,824	
岡 山 県	252,504,918	250,000	252,754,918	
北 九 州 市	1,589,833,782	3,165,000	1,592,998,782	
大 牟 田 市	2,348,698,494	2,842,000	2,351,540,494	
合 計		64,260,604,135	105,895,000	64,366,499,135

5 旧第一種地域補償給付費納付金納付内訳（県市区別・種類別）

区 分		療養の給付 及び療養費	障害補償費	遺族補償費	遺族補償 一時金
千 葉 市		147,017,962	266,717,460	25,967,100	5,356,800
東 京 都	千 代 田 区	42,773,072	108,927,860	16,340,050	0
	中 央 区	65,979,334	74,291,010	13,725,250	0
	港 区	120,264,308	227,731,220	48,192,825	15,193,800
	新 宿 区	306,118,367	601,178,630	42,600,075	0
	文 京 区	201,910,473	398,201,810	66,653,225	17,265,600
	台 東 区	144,134,595	198,473,710	10,330,650	5,356,800
	品 川 区	344,149,627	419,380,650	103,423,900	16,380,000
	大 田 区	794,606,435	647,382,090	105,039,350	33,716,700
	目 黒 区	225,828,362	311,192,940	31,620,200	10,578,600
	渋 谷 区	207,615,107	319,683,100	50,774,925	16,254,900
	豊 島 区	234,517,264	248,214,520	78,765,650	27,443,700
	北 区	384,150,665	441,887,750	84,426,650	3,950,100
	板 橋 区	540,207,248	1,050,330,730	103,983,750	5,211,000
	墨 田 区	246,760,525	368,683,820	37,899,000	6,213,000
	江 東 区	536,510,333	776,108,060	91,064,250	25,862,400
	荒 川 区	283,612,601	476,647,120	83,100,571	30,763,800
	足 立 区	702,804,715	652,492,480	190,478,100	36,160,200
	葛 飾 区	426,759,483	546,613,160	114,531,800	7,203,600
	江 戸 川 区	579,107,006	214,812,620	70,426,000	22,432,200
(東京 19区計)		(6,387,809,520)	(8,082,233,280)	(1,343,376,221)	(279,986,400)
横 浜 市	198,802,884	421,633,660	44,019,675	10,533,600	
川 崎 市	865,081,420	1,385,316,590	121,718,200	45,305,100	
富 士 市	157,522,128	358,712,990	12,546,800	2,644,200	
名 古 屋 市	1,464,721,434	1,905,201,080	189,761,325	36,895,800	
愛 知 県	213,666,352	334,430,510	11,181,700	7,945,200	
四 日 市 市	219,889,089	362,059,010	39,484,500	22,555,500	
三 重 県	20,910,761	30,620,100	2,387,000	6,948,000	
大 阪 府	大 阪 市	5,291,348,995	5,617,331,770	931,045,010	387,639,382
	大 豊 中 市	144,695,961	192,083,680	42,952,050	7,990,200
	吹 田 市	129,569,030	226,396,420	42,112,700	11,895,300
	守 口 市	785,330,442	648,181,160	86,380,475	58,608,450
	東 大 阪 市	802,958,103	1,157,889,110	93,058,549	59,490,750
	八 尾 市	399,626,805	621,071,470	94,705,200	19,353,000
	堺 市	1,049,849,345	1,457,576,260	205,130,975	54,024,600
(大阪 7市計)		(8,603,378,681)	(9,920,529,870)	(1,495,384,959)	(599,001,682)
神 戸 市	448,717,092	432,400,790	78,930,850	29,201,400	
尼 崎 市	1,673,973,528	2,051,022,390	197,363,625	102,005,849	
倉 敷 市	956,221,264	1,542,162,260	170,354,000	66,382,200	
岡 山 県	59,516,048	97,596,020	36,912,050	23,110,200	
北 九 州 市	604,381,472	742,151,710	51,933,150	27,504,300	
大 牟 田 市	961,397,021	706,404,510	285,196,025	54,509,350	
合 計		22,983,006,656	28,639,192,230	4,106,517,180	1,319,885,581

(単位 :円)

児童補償手当	療養手当	葬祭料	合計
0	56,494,700	2,033,000	503,587,022
0	7,054,500	629,000	175,724,482
0	11,996,300	0	165,991,894
0	20,337,700	2,374,500	434,094,353
0	61,195,200	439,250	1,011,531,522
0	36,103,400	2,366,500	722,501,008
0	31,872,000	639,000	390,806,755
0	62,321,600	3,049,500	948,705,277
0	199,461,200	6,252,750	1,786,458,525
0	40,362,400	1,858,250	621,440,752
0	35,388,600	3,218,250	632,934,882
0	57,766,300	3,215,250	649,922,684
0	96,801,000	1,522,750	1,012,738,915
0	142,801,700	3,896,250	1,846,430,678
0	52,428,300	1,366,500	713,351,145
0	119,916,800	6,955,750	1,556,417,593
0	79,172,100	5,077,500	958,373,692
0	181,248,100	9,156,500	1,772,340,095
0	90,425,200	1,354,000	1,186,887,243
0	185,871,700	3,899,250	1,076,548,776
(0)	(1,512,524,100)	(57,270,750)	(17,663,200,271)
0	48,508,000	1,354,000	724,851,819
0	237,432,200	7,730,750	2,662,584,260
0	31,953,000	330,500	563,709,618
0	387,158,700	10,046,250	3,993,784,589
0	73,849,000	1,014,500	642,087,262
0	96,963,600	4,399,500	745,351,199
0	6,556,600	675,000	68,097,461
0	1,718,613,800	55,286,000	14,001,264,957
0	47,231,600	1,016,500	435,969,991
0	32,143,800	1,860,250	443,977,500
0	309,479,400	9,771,500	1,897,751,427
0	227,393,200	8,134,000	2,348,923,712
0	154,817,900	2,827,250	1,292,401,625
0	389,087,400	13,206,500	3,168,875,080
(0)	(2,878,767,100)	(92,102,000)	(23,589,164,292)
0	142,639,500	3,572,500	1,135,462,132
0	605,716,300	17,929,500	4,648,011,192
0	382,697,600	11,858,500	3,129,675,824
0	32,998,100	2,372,500	252,504,918
0	159,677,900	4,185,250	1,589,833,782
0	326,364,300	14,827,288	2,348,698,494
0	6,980,300,700	231,701,788	64,260,604,135

6 旧第一種地域公害保健福祉事業費納付金納付内訳 (県市区別・事業別)

区 分		リハビリテーション事業費	転地療養事業費	療養用具支給事業費
千	葉 市	78,000	3,302,043	0
東 京 都	千 代 田 区	32,714	0	0
	中 央 区	233,470	0	0
	港 区	158,800	0	0
	新 宿 区	128,018	0	0
	文 京 区	302,995	0	0
	台 東 区	136,239	0	0
	品 川 区	528,465	0	0
	大 田 区	372,646	0	0
	目 黒 区	243,850	0	0
	渋 谷 区	98,040	0	0
	豊 島 区	1,121,491	0	0
	北 区	117,090	0	0
	板 橋 区	375,544	0	0
	墨 田 区	338,873	0	0
	江 東 区	592,180	0	0
	荒 川 区	91,972	0	0
	足 立 区	638,215	0	0
	葛 飾 区	83,795	0	0
	江 戸 川 区	292,790	0	0
(東京 19区計)		(5,887,187)	(0)	(0)
横 浜 市	1,152,430	2,218,621	9,610	
川 崎 市	1,709,020	7,598,535	0	
富 士 市	319,173	1,288,205	0	
名 古 屋 市	1,209,364	5,354,303	0	
愛 知 県	517,055	2,801,893	0	
四 日 市 市	623,777	1,270,770	0	
三 重 県	0	302,595	0	
大 阪 府	大 阪 市	3,158,747	10,624,892	91,452
	豊 中 市	131,954	0	0
	吹 田 市	12,415	1,399,954	0
	守 口 市	223,597	1,907,291	0
	東 大 阪 市	201,480	2,133,806	0
	八 尾 市	1,018,452	2,021,536	0
	堺 市	627,015	1,454,680	0
(大阪 7市計)		(5,373,660)	(19,542,159)	(91,452)
神 戸 市	583,923	2,457,317	0	
尼 崎 市	4,459,527	6,737,194	0	
倉 敷 市	0	2,125,502	0	
岡 山 県	233,700	0	0	
北 九 州 市	99,540	1,492,731	0	
大 牟 田 市	999,169	1,370,600	0	
合 計		23,245,525	57,862,468	101,062

(注) 協会納付額は、法第48条第2項の規定に基づき納付対象総事業費の3/4の額であり、残り1/4の額は、県市区の負担である。

(単位 :円)

家庭療養指導事業費	納付対象総事業費	協会納付額
422,235	3,802,278	2,851,000
48,536	81,250	60,000
928,334	1,161,804	871,000
0	158,800	119,000
860,970	988,988	741,000
341,082	644,077	483,000
324,895	461,134	345,000
128,650	657,115	492,000
0	372,646	279,000
325,960	569,810	427,000
3,600	101,640	76,000
586,350	1,707,841	1,280,000
148,550	265,640	199,000
4,681,770	5,057,314	3,792,000
824,795	1,163,668	872,000
4,015	596,195	447,000
256,010	347,982	260,000
510,730	1,148,945	861,000
98,700	182,495	136,000
3,635,540	3,928,330	2,946,000
(13,708,487)	(19,595,674)	(14,686,000)
1,137,370	4,518,031	3,388,000
8,143,240	17,450,795	13,088,000
1,773,952	3,381,330	2,535,000
11,666,670	18,230,337	13,672,000
252,717	3,571,665	2,678,000
1,667,187	3,561,734	2,671,000
96,455	399,050	299,000
1,700,750	15,575,841	11,681,000
661,970	793,924	595,000
785,350	2,197,719	1,648,000
4,200	2,135,088	1,601,000
15,000	2,350,286	1,762,000
2,608,190	5,648,178	4,236,000
10,637,443	12,719,138	9,539,000
(16,412,903)	(41,420,174)	(31,062,000)
47,200	3,088,440	2,316,000
0	11,196,721	8,397,000
534,610	2,660,112	1,995,000
99,700	333,400	250,000
2,628,590	4,220,861	3,165,000
1,420,773	3,790,542	2,842,000
60,012,089	141,221,144	105,895,000

7 第二種地域納付金納付状況 (種類別・事業別)

(単位:円)

区 分	金 額
補 償 給 付 費	85,302,197
療養の給付及び療養費	23,147,497
障 害 補 償 費	39,200,300
遺 族 補 償 費	5,760,300
遺 族 補 償 一 時 金	5,356,800
児 童 補 償 手 当	
療 養 手 当	10,519,300
葬 祭 料	1,318,000
公害保健福祉事業費*	814,000
納付対象総事業費	(1,087,596)
リハビリテーション事業費	(0)
療養用具支給事業費	(0)
家庭療養指導事業費	(1,087,596)
合 計	86,116,197

* 1 ()内は納付対象総事業費の内訳であり、納付金の内訳ではない。

2 協会納付額は、法第48条第2項の規定に基づき、納付対象総事業費の3/4の額であり、残り1/4の額は、県市区の負担である。

8 第二種地域納付金納付状況 (県市別)

(単位:円)

区 分	補 償 給 付 費	公害保健福祉事業費	合 計
新 潟 県		93,000	93,000
新 潟 市		81,000	81,000
富 山 県		30,000	30,000
島 根 県	4,289,215		4,289,215
熊 本 県		383,000	383,000
鹿 児 島 県		227,000	227,000
宮 崎 県	81,012,982		81,012,982
合 計	85,302,197	814,000	86,116,197

9 第二種地域補償給付費納付金納付内訳 (県市別・種類別)

(単位:円)

区 分	療養の給付 及び療養費	障 害 補 償 費	遺 族 補 償 費	遺族補償 一時金	児 童 補 償 手 当	療 養 手 当	葬 祭 料	合 計
新潟県								
新潟市								
富山県								
島根県	287,455	3,467,760	0	0		534,000	0	4,289,215
熊本県								
鹿児島県								
宮崎県	22,860,042	35,732,540	5,760,300	5,356,800		9,985,300	1,318,000	81,012,982
合 計	23,147,497	39,200,300	5,760,300	5,356,800		10,519,300	1,318,000	85,302,197

10 第二種地域公害保健福祉事業費納付金納付内訳 (県市別・事業別)

(単位:円)

区 分	リハビリテーション 事業費	療 養 用 具 支 給 事 業 費	家 庭 療 養 指 導 事 業 費	納 付 対 象 総 事 業 費	協 会 納 付 額
新潟県	0	0	125,242	125,242	93,000
新潟市	0	0	108,000	108,000	81,000
富山県	0	0	40,000	40,000	30,000
島根県					
熊本県	0	0	510,959	510,959	383,000
鹿児島県	0	0	303,395	303,395	227,000
宮崎県					
合 計	0	0	1,087,596	1,087,596	814,000

(注) 協会納付額は、法第48条第2項の規定に基づき納付対象総事業費の3/4の額であり、残り1/4は、
県市の負担である。

11 健康被害予防事業実施状況

(1) 協会が自ら行う事業 [4号業務]

調査研究

区 分	15事業年度の実施状況
<p>【環境保健関係】 大気汚染による健康影響に関する総合的研究 (平成15～17年度)</p>	<p>平成15年度から「大気汚染による健康影響に関する総合的研究」について3ヵ年計画で以下の～の課題体系を編成して研究を実施している。</p> <p>また、平成14年度の研究成果と3年間のまとめについて討議するため、環境保健専門委員、受託研究者、共同研究者、自治体、産業界等が出席する研究懇話会を平成15年5月に開催した。また、独立行政法人化後の調査研究について必要となる外部の専門家による評価に備えて、3年全体の成果について環境保健専門委員会(委員長 宮本昭正)により専門的観点からの外部評価(事後評価)を試行的に実施した。</p> <p>さらに、各研究の平成14年度における研究成果の概要を取りまとめた「大気汚染による健康影響に関する総合的研究成果集」を作成した。</p> <p>また、予防事業の効果的展開のためのモデル事業として、電話での相談事業や就学児童に対するのぜん息指導の試行調査を実施した。</p> <p>気管支ぜん息等の発症の予防、健康の回復等を図るための各種調査研究を課題毎に医学専門家等から編成される研究班を組織して実施している。</p> <p>健康診査事業等に係る気管支ぜん息等の発症リスクの同定に関する研究 乳幼児のぜん息ハイリスク群を対象とした診査、介入による事業展開の重点化及び気管支ぜん息等の発症・増悪リスクとしての環境要因の寄与の程度に関する調査研究を進めている。</p> <p>健康相談事業に係る地域連携等による保健指導に関する研究 思春期ぜん息患者を対象とした地域連携による保健指導及び気管支ぜん息患者の状況に応じた自己管理手法の検討を実施するとともに、高齢の慢性閉塞性肺疾患(COPD)患者の早期診断、早期治療による発症予防のための地域連携の進め方に関する調査研究を進めている。</p> <p>ソフト3事業等保健指導事業の効果の評価に関する調査研究 健康相談、健康診査、機能訓練事業(ソフト3事業)等の効果を把握するため、気管支ぜん息患者の年齢階層(小児及び成人)ごとに長期経過・予後に関する調査研究を進めている。</p>
<p>新たな社会的ニーズに応じた環境保健モデル事業の展開に関する調査</p>	<p>地域住民・社会的ニーズに応じた新たな事業形態として電話相談及び発症予防のための早期発見・早期介入による就学児に対するぜん息指導のモデル事業に関する調査を進めた。</p>
<p>【環境改善関係】 局地的大気汚染対策に関する調査研究</p>	<p>局地的大気汚染対策に関する調査研究」について調査研究を実施している。</p> <p>また、平成14年度に調査が完了した課題等の調査研究発表会を、環境改善専門委員、自治体及び産業界等の参加を得て、平成15年6月に開催した。また、全課題について環境改善専門委員会(委員長 猿田勝美)による専門的観点からの外部評価(年度評価・事後評価)を試行的に実施した。</p> <p>さらに、平成14年度の各調査研究テーマの成果概要を取りまとめた「環境改善に関する調査研究成果集」を作成した。</p> <p>交差点周辺等の局地的な高濃度大気汚染の改善を図るための対策技術や施策として、ディーゼル排気粒子等削減のための局地汚染対策技術に関する調査を行うとともに、高活性炭素繊維を用いた沿道排ガス処理技術に関する調査を進めている。</p> <p>また、環境に配慮した持続可能な地域交通施策の実現手法及び局地汚染対策における各種自動車排出ガス抑制対策の評価手法等に関する調査を行っている。</p>

知識の普及

区 分	15事業年度の実施状況
<p>【環境保健関係】</p> <p>各種パンフレット等の作成・配付</p> <p>普及啓発映画等の製作・貸出</p> <p>ぜん息の予防等に関する講演会等</p> <p>ぜん息児水泳フェスティバル</p> <p>健康被害予防事業懇談・展示会</p>	<p>第5期調査研究を踏まえ「小児気管支ぜん息児の水泳教室運営マニュアル」などぜん息等の発症予防等に関する知見を分かりやすくまとめたパンフレット等を作成し、地方公共団体等の協力も得て広く地域住民等に配布したほか、気管支ぜん息等の予防・回復に資するための情報誌「すこやかライフ」(22・23号)及び制度離脱者のための健康管理カレンダーを発行した。</p> <p>また、既存パンフレット等については、地方公共団体等の要望を踏まえ配付するとともに、一部のパンフレットについては必要に応じて改訂等を行った。</p> <p>ぜん息等の発症予防、機能訓練等に関する既存の映画、ビデオ等は、従来同様、地方公共団体等の要望に基づき貸出を行った。</p> <p>地域住民を対象として、呼吸器疾患、アレルギー疾患等の専門医による講演会等を開催し、気管支ぜん息等の発症予防、健康回復・保持等に係る知識の普及を図ることとして、次の地域で講演会を開催した。</p> <p>平成15年10月17日 神奈川県との共催 参加者数：363名(茅ヶ崎市民文化会館)</p> <p>平成16年1月24日 神戸市との共催 参加者数：322名(神戸文化ホール)</p> <p>平成16年1月28日 東京都との共催 参加者数：193名(東京都立児童会館ホール)</p> <p>また、公立学校等におけるぜん息児を教育している者及び医療従事者等を対象に、その予防回復に係る知識に関して専門医による講習会を開催した。</p> <p>平成15年5月7日 川崎市 会館とどろき 参加者数：130名(対象：川崎市内の小学校養護教諭等)</p> <p>平成15年8月21日 鋸南町立中央公民館 参加者数：55名(対象：東京都特別区房総地区養護学校)</p> <p>平成15年9月3日 東京都北区医師会館 参加者数：19名(対象：北区医師会等医療従事者)</p> <p>平成15年9月10日 名古屋市中区役所ホール 参加者数：238名(対象：名古屋市内小中学校等保健主事)</p> <p>平成15年11月28日 名古屋市熱田保健所 参加者数：34名(対象：名古屋市保健所保健師等)</p> <p>平成16年3月19日 横浜市研修センター 参加者数：60名(対象：横浜市保健指導等職員)</p> <p>地方公共団体の機能訓練事業に参加する児童を対象にした水泳イベントを開催し、各地域のぜん息児水泳教室の成果の発表、ぜん息児同士の交流、ぜん息患者の機能回復についての水泳の有効性に関する普及啓発、健康回復への意欲の高揚を図ることとして、次のとおり関東地区(東京特別区、千葉市、川崎市、横浜市)、関西地区(大阪府、兵庫県)の2ヶ所において開催した。</p> <p>関東地区：平成15年10月25日 東京辰巳国際水泳場(江東区)</p> <p>関西地区：平成15年9月28日 大阪プール(大阪市)</p> <p>これまでの健康被害予防事業で得られた成果物等を展示するとともに、「ぜん息の今とこれからを考える」と題したシンポジウムを開催した。</p>

<p>【環境改善関係】 各種パンフレット等の作成・配付</p> <p>普及啓発映画等の貸出</p> <p>エコライフ・フェア</p> <p>低公害車フェア</p> <p>大気汚染防止キャンペーン</p>	<p>平成 15年 12月 20日 虎ノ門パストラル</p> <p>大気環境の改善に関する「低公害車かべ新聞」などを作成した。 また、既存のパンフレット等については、地方公共団体等の要望を踏まえ配付するとともに、一部のパンフレットについては、必要に応じて改訂を行った。</p> <p>大気環境の改善に関する既存の映画、ビデオ、普及啓発パネル等については、引き続き貸出や各種イベントで活用した。</p> <p>地球環境や生活環境への関心を高め、生活様式などを環境にやさしいものにすることを目的として開催されるエコライフ・フェアに、主催者の一員及び出展者として参加し、一人ひとりができる環境改善対策について意識の喚起や具体的行動を呼びかけ、大気環境の改善に取り組んで実行できることをパネルで紹介した。また、教育用に作成した CD-ROM ソフト「アスカーくんと行くエコカーワールド」を使って普及啓発に努めた。</p> <p>平成 15年 5月 31 日～ 6月 1日 東京都代々木公園ケヤキ並木 協会ブースタイトル・テーマ 「あおぞら探検ワールド～大気汚染を学ぼう」</p> <p>電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリット自動車等の各種低公害車を一堂に展示するフェアを開催し、試乗等を通じて、これら低公害車の普及促進を図ることを目的に、次の各地で開催した。</p> <p>平成 15年 5月 31日～ 6月 1日 東京 東京都代々木公園イベント広場 平成 15年 7月 31日～ 8月 1日 三重県 三重県環境学習情報センター 平成 15年 9月 6日～ 7日 名古屋市 名古屋市公会堂及び鶴舞公園 平成 15年 9月 19日～ 20日 大阪府 大阪ビジネスパークツイン 21 平成 15年 10月 25日～ 26日 神戸市 神戸ハーバーランド 平成 15年 10月 25日～ 26日 北九州市 リバーウォーク 平成 15年 11月 21日～ 23日 大阪市 アジア太平洋トレードセンター</p> <p>また、東京モーターショー等を活用した低公害車等普及啓発キャンペーンを実施した。 平成 15年 10月 25日～ 11月 5日 千葉市 幕張メッセ</p> <p>大都市における大気汚染の現状と対策について、関係業界・一般住民の理解・協力を深めるため毎年 12月を「大気汚染防止推進月間」としており、環境省その他関係方面と協力して、青い空の大切さや、一人一人がやるべきことなどを広く呼びかけるためのポスター公募・掲出を行った。 また、紙上キャンペーン(12月1日付け毎日新聞朝刊)、週刊誌及びラジオ(TBS)等による広報を行った。</p>
---	---

(2) 地方公共団体等が行う事業に対する助成事業 [5号業務]

区 分		1 5 事 業 年 度 の 実 施 状 況
環 境 保 健 事 業	健康相談、健康診査及び 機能訓練事業	<p>ぜん息等の発症予防等に資するため、次の事業に対する助成を行った。</p> <p>健康相談 千葉市等 43地方公共団体 (開催回数、1,363回)</p> <p>健康診査 千代田区等 32地方公共団体 (スクリーニング延対象者数、約123千人) (血液検査延受検者数、約1千人)</p> <p>機能訓練 千葉市等 43地方公共団体 (参加人数、延約4万3千人)</p>
	施設等整備(助成)事業	<p>上記の事業の効果的運営に資するため、次の施設等の整備を行う事業について助成(地方公共団体が施設等の整備について助成する際の助成を含む。)を行った。</p> <p>医療機器等整備 川崎市等 2地方公共団体 (機器整備 2病院)</p>
環 境 改 善 事 業	計 画 作 成 事 業	<p>地域における大気環境の改善のための計画を作成する事業について助成を行った。</p> <p>兵庫県等 2地方公共団体</p>
	施設等整備(助成)事業	<p>上記の計画に基づいて行われる次の施設等の整備を行う事業について助成(地方公共団体が施設等の整備について助成する際の助成を含む。)を行った。</p> <p>低公害車の普及 千葉市等 26地方公共団体 電気自動車 2台 天然ガス自動車 542台</p> <p>最新規制適合車等への代替促進 横浜市等 10地方公共団体 (最新規制適合車のごみ収集車等 340台)</p> <p>大気浄化植樹 大阪市等 5地方公共団体 (6ヶ所、約2千㎡)</p> <p>大気汚染対策緑地整備 環境事業団(2ヶ所)</p>

12 汚染負荷量賦課金の申告・納付に関する指導(申告・納付説明会)実施状況

協会主催分 (直轄事業所分)		協会参加分 (商工会議所主催)		計	
回数	出席事業所数	回数	出席事業所数	回数	出席事業所数
1回	117事業所	103回	4,304事業所	104回	4,421事業所

備考:東京都の16区については、協会の直轄地域となっている。

13 汚染負荷量賦課金の業務委託状況

委託商工会議所		b 申告事業所	取扱率(a/b)
商工会議所	a 取扱事業所		
156 会議所	8,164 件	8,571 件	95.3 %

14 商工会議所別業務委託状況

(単位 :件)

都道府県	商工会議所	取扱事業所数
北海道	函館	41
	札幌	197
	旭川	62
	室蘭	26
	釧路	44
	帯広	52
	北見	38
	稚内	21
	紋別	8
	苫小牧	53
青森	青森	26
	弘前	28
	八戸	52
岩手	盛岡	116
宮城	仙台	141
秋田	秋田	113
山形	山形	59
	酒田	20
福島	福島	98
	いわき	51
茨城	水戸	79
	土浦	57
	日立	37
	下館	42
栃木	宇都宮	135
	足利	24

都道府県	商工会議所	取扱事業所数
群馬	高崎	54
	前橋	78
埼玉	川越	49
	川口	58
	熊谷	64
	浦和	86
	所沢	12
	飯能	14
千葉	銚子	19
	千葉	101
	船橋	20
	木更津	39
	市川	21
	松戸	13
	柏	29
	市原	43
東京	東京	286
	八王子	41
	武蔵野	23
	立川	37
神奈川	横浜	117
	横須賀	18
	川崎	90
	小田原	36
	平塚	22
	藤沢	28

(単位:件)

都道府県	商工会議所	取扱事業所数
神奈川県	茅ヶ崎	13
	厚木	31
	秦野	8
	鎌倉	8
	相模原	38
新潟県	新潟	87
	上越	38
	長岡	51
富山県	富山	61
	高岡	47
	新湊	18
石川県	金沢	45
	小松	19
福井県	福井	49
	敦賀	21
山梨県	甲府	47
長野県	長野	58
	松本	72
岐阜県	岐阜	67
	大垣	40
	多治見	26
	土岐	27
静岡県	静岡	59
	浜松	54
	沼津	34
	清水	27

都道府県	商工会議所	取扱事業所数	
静岡県	三島	29	
	富士	87	
	磐田	51	
愛知県	名古屋	198	
	岡崎	27	
	豊橋	28	
	半田	53	
	一宮	119	
	蒲郡	10	
	豊川	27	
	刈谷	38	
	豊田	47	
	安城	39	
	春日井	29	
	稲沢	14	
	三重県	四日市	70
		津	76
鈴鹿		21	
滋賀県	大津	122	
京都府	京都	104	
	舞鶴	31	
大阪府	大阪	291	
	堺	80	
	東大阪	22	
	泉大津	24	
	高槻	16	

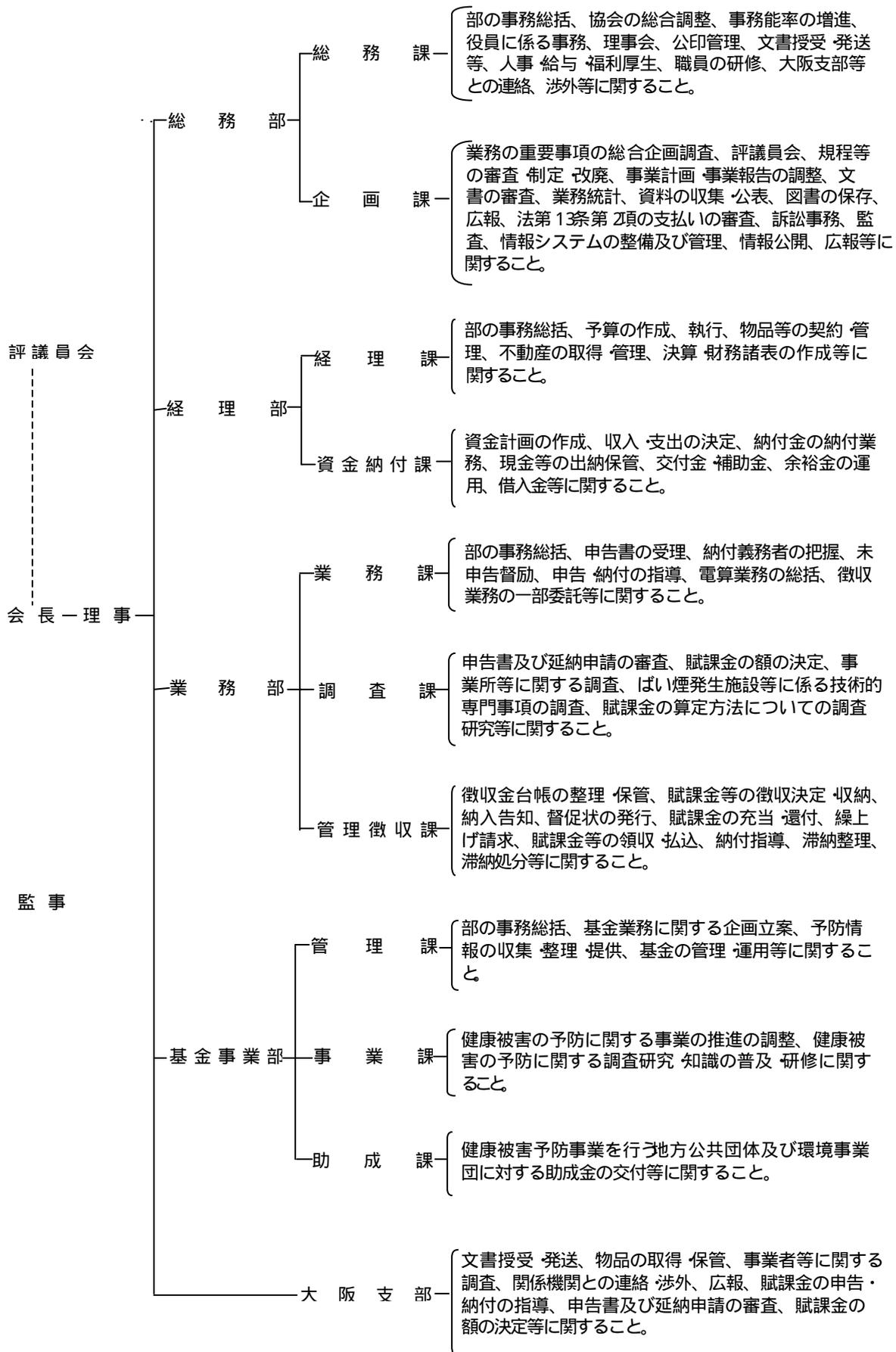
(単位 :件)

都道府県	商工会議所	取扱事業所数
大阪	岸和田	12
	貝塚	8
	茨木	23
	吹田	20
	八尾	17
	豊中	17
	泉佐野	16
	北大阪	26
	守口門真	23
兵庫	神戸	82
	姫路	93
	尼崎	67
	明石	34
	西宮	33
	伊丹	19
	高砂	20
	加古川	56
奈良	奈良	65
和歌山	和歌山	73
鳥取	鳥取	37
島根	松江	44
	浜田	24
岡山	岡山	97
	倉敷	66
	備前	30
広島	広島	89
	呉	41

都道府県	商工会議所	取扱事業所数
広島	福山	56
	大竹	11
山口	下関	21
	宇部	21
	防府	30
	徳山	28
	岩国	26
	小野田	21
徳島	徳島	60
香川	高松	72
愛媛	松山	47
	新居浜	56
高知	高知	43
福岡	福岡	69
	久留米	38
	北九州	146
	大牟田	20
佐賀	佐賀	63
長崎	長崎	50
	佐世保	18
熊本	熊本	104
大分	大分	93
宮崎	宮崎	74
鹿児島	鹿児島	90
沖縄	那覇	59
合計	156会議所	8,164

参 考

参考1 公害健康被害補償予防協会の事務分掌



参考2 関係法令等の制定及び改廃の概要

法 令 等	公布等年月日及び番号 (施行又は適用年月日)	改 廃 の 概 要
独立行政法人環境再生保全機構法	平成 15 年法律第 43 号	平成 15 年 5 月 16 日法律第 43 号 (公害健康被害補償予防協会が解散され新たに独立行政法人として設立された機構の名称、目的及び事業内容等を定めた法律)
独立行政法人環境再生保全機構法施行令	平成 15 年政令第 489 号 (平成 16 年 4 月 1 日施行)	平成 15 年 12 月 5 日政令第 489 号 (独立行政法人環境再生保全機構法の規定に基づき政令で定めることとされているものを制定)
公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	平成 15 年政令第 488 号 (平成 16 年 2 月 1 日施行)	平成 15 年 12 月 5 日政令第 488 号 (公害健康被害補償予防協会本部を東京都から神奈川県へ移転する日の施行を定めた政令)
公害健康被害の補償等に関する法律の施行令の一部を改正する政令	昭和 49 年 8 月 31 日環境庁告示第 45 条 (昭和 49 年 9 月 1 日適用)	平成 16 年 3 月 31 日政令第 110 号 (介護加算額、療養手当の額、葬祭料の額並びに汚染負荷量賦課金の単位排出量当たりの賦課金額の改定、また、関係法令の協会から機構への名称変更)
公害健康被害の補償等に関する法律第 26 条第 2 項及び同施行令第 12 条の規定に基づく障害補償標準給付基礎月額を定める告示	昭和 49 年 8 月 31 日環境庁告示第 45 条 (昭和 49 年 9 月 1 日適用)	平成 16 年 3 月 31 日環境省告示第 23 号 (平成 16 年度の障害補償標準給付基礎月額を定め、平成 15 年環境省告示第 54 号を廃止)
公害健康被害の補償等に関する法律第 31 条第 2 項及び同施行令第 17 条の規定に基づく遺族補償標準給付基礎月額を定める告示	昭和 49 年 8 月 31 日環境庁告示第 46 号 (昭和 49 年 9 月 1 日適用)	平成 16 年 3 月 31 日環境省告示第 24 号 (平成 16 年度の遺族補償標準給付基礎月額を定め、平成 15 年環境省告示第 55 号を廃止)

参考3 公害健康被害補償予防制度の概要

公害に係る健康被害者の迅速かつ公正な保護を図るため、公害健康被害補償法が昭和49年9月1日から全面的に施行されている。昭和63年3月1日には、近年の大気汚染の状況を踏まえ、第一種地域の指定解除、既被認定者に対するの補償の継続、健康被害予防事業の実施等を主な内容とする制度改正が行われ、法律名は「公害健康被害の補償等に関する法律」に改められた。制度の概要は次のとおりである。

1 公害健康被害者の認定及び地域指定

法では、制度の対象となる公害による健康被害者を都道府県知事又は政令市（特別区を含む。）の長が認定することとしている。また、認定の仕組みは、疾病により二つに分かれている。

(1) 旧第一種地域

大気汚染の影響による慢性気管支炎等のように原因物質と疾病との間に特異的な関係のない疾病（非特異的疾患）については、これらの疾病と大気汚染との間の因果関係は、疫学を基礎とした人口集団の現象としては証明可能であるが、個々に証明することは不可能に近い。大気汚染が著しくその影響による疾病が多発している地域（第一種地域）において、一定期間の居住等のばく露要件を満たしている者が指定疾病にかかっている場合に、認定を行うこととしている。第一種地域は、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」（旧救済法）から12地域を引き継ぐとともに、昭和49年11月、同50年12月、同52年1月、同53年6月の4回にわたり指定地域の追加・拡大が行われ、41地域が指定されていたが、昭和63年3月1日には指定が全て解除されたので、大気汚染の影響による健康被害者の新規の認定は以後行われないこととなった。ただし、既認定者に対する補償給付は継続して行われている。

(2) 第二種地域

水俣病、イタイイタイ病等、原因物質と疾病との間に特異的な関係、すなわち、その物質によって疾病が引き起こされるだけでなく、その物質がなければその疾病にかかることがないという疾病（特異的疾患）にあっては、個々の患者について、環境汚染との間の因果関係を追及することは可能であるので、個々にその疾病が当該地域（第二種地域）の大気汚染又は水質の汚濁によるものかどうかを判断して、これを認定することとしている。現在、第二種地域として5地域が指定されている。これらの地域はすべて旧救済法から引き継がれたものである。

指定地域及び被認定者数一覧

平成16年3月31日現在

地域	疾病名	指定地域	実施主体	指定年月日	被認定者数	前年同月比
旧第一種地域 (非特異的疾患)	○肺炎しゅ及びその続発症 ○ぜん息性気管支炎及びその続発症 ○気管支ぜん息及びその続発症 ○慢性気管支炎及びその続発症	千葉市(南部臨海地域)	千葉市	49. 11. 30	380	2.6
		東京都千代田区	千代田区	49. 11. 30	158	4.2
		" 中央区	中央区	50. 12. 19	259	1.5
		" 港区	港区	49. 11. 30	485	4.9
		" 新宿区	新宿区	"	1,330	4.9
		" 文京区	文京区	"	560	4.6
		" 台東区	台東区	50. 12. 19	527	4.2
		" 品川区	品川区	49. 11. 30	1,063	3.5
		" 大田区	大田区	"	2,699	1.8
		" 目黒区	目黒区	50. 12. 19	616	1.8
		" 渋谷区	渋谷区	49. 11. 30	676	3.7
		" 豊島区	豊島区	50. 12. 19	751	2.8
		" 北区	北区	"	1,227	3.2
		" 板橋区	板橋区	"	1,828	1.9
		" 墨田区	墨田区	"	744	1.8
		" 江東区	江東区	49. 11. 30	1,676	2.4
		" 荒川区	荒川区	50. 12. 19	927	1.6
		" 足立区	足立区	"	2,056	5.1
		" 葛飾区	葛飾区	"	1,296	1.7
		" 江戸川区	江戸川区	"	1,964	1.7
		横浜市(鶴見臨海地域)	横浜市	47. 2. 1	579	2.0
		川崎市(川崎区、幸区)	川崎市	44. 12. 27	2,036	2.6
			"	47. 2. 1		
			"	49. 11. 30		
		富士市(中部地域)	富士市	47. 2. 1	510	0.8
			"	52. 1. 13		
		名古屋市(中南部地域)	名古屋市	48. 2. 1	2,828	3.1
			"	50. 12. 19		
	"	53. 6. 2				
東海市(北部・中部地域)	愛知県	48. 2. 1	504	3.3		
四日市市(臨海地域)	四日市市	44. 12. 27	501	2.7		
三重県三重郡楠町	三重県	49. 11. 30	49	0.0		

地域	疾病名	指定地域	実施主体	指 定 年 月 日	被 認 定 者 数	前 年 同 月 比
旧第一種地域 (非特異的疾患)		大阪市	大阪市	44. 12. 27	9,543	4.2
			"	49. 11. 30		
			"	50. 12. 19		
		豊中市(南部地域)	豊中市	48. 2. 1	270	3.9
		吹田市(南部地域)	吹田市	49. 11. 30	264	3.6
		守口市	守口市	52. 1. 13	1,493	5.6
		東大阪市(中西部地域)	東大阪市	53. 6. 2	1,801	2.4
		八尾市(中西部地域)	八尾市	"	1,015	1.9
		堺市(西部地域)	堺市	48. 8. 1	2,250	3.8
			"	52. 1. 13		
		神戸市(臨海地域)	神戸市	"	1,186	1.7
		尼崎市(東部・南部地域)	尼崎市	45. 12. 1	2,764	3.9
			"	49. 11. 30		
		倉敷市(水島地域)	倉敷市	50. 12. 19	1,721	2.9
		玉野市(南部臨海地域)	岡山県	"	54	8.5
		備前市(片上湾周辺地域)	岡山県	"	71	5.3
	北九州市(洞海湾沿岸地域)	北九州市	48. 2. 1	1,114	3.6	
	大牟田市(中部地域)	大牟田市	48. 8. 1	1,249	4.7	
		計			53,024	3.3
第二種地域 (特異的疾患)	水俣病	阿賀野川下流地域	新潟県	44. 12. 27	122	5.4
	"	"	新潟市	"	169	3.4
	"	水俣湾沿岸地域	熊本県	"	549	3.7
	"	"	鹿児島県	"	199	2.5
	イタイイタイ病	神通川下流地域	富山県	"	4	
	慢性砒素中毒症	笹ヶ谷地区	島根県	49. 7. 4	5	
	"	土呂久地区	宮崎県	48. 2. 1	58	7.9
		計			1,106	3.8
合 計					54,130	3.3

(注) 被認定者数は、環境省資料による。

2 補償給付

本制度においては、(1)療養の給付及び療養費、(2)障害補償費、(3)遺族補償費、(4)遺族補償一時金、(5)児童補償手当、(6)療養手当、(7)葬祭料の7種類の補償給付を支給することとしている。

(1) 療養の給付及び療養費

被認定者の指定疾病についての医療は、原則として公害医療機関において現物給付(療養の給付)として行われるが、療養の給付を行うことが困難であると認められる等、特別の事情のある場合には現金給付(療養費)として行われる。

被認定者の指定疾病に係る医療の診療方針及び診療報酬は、環境大臣が中央環境審議会の意見を聞いて定めている。

(2) 障害補償費

障害補償費は、逸失利益相当分に慰謝料的要素を加えたものとして、15歳以上の被認定者で指定疾病により一定の障害の程度にある者にその障害の程度に応じて支給されるものである。

障害補償費の額は、労働者の性別、年齢階層別の平均賃金の80%を基準として毎年度定めた障害補償標準給付基礎月額に障害の程度に応じた率を乗じて得た額とされている。障害の程度は、日常生活の困難度及び労働能力の喪失度に応じて特級から3級の4つの等級に区分され、給付率は、特級及び1級は「1.0」、2級は「0.5」、3級は「0.3」とされており、そのうち最も重度の「指定疾病により常時介護を要する程度の心身の状態にある」特級の者については、介護加算を行うこととしている。

(3) 遺族補償費

遺族補償費は、被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、被認定者の逸失利益相当分及び慰謝料相当分と遺族固有の慰謝料相当分をてん補するものとして、死亡した被認定者により生計を維持されていた一定の範囲の遺族に対して一定期間支給されるものである。

遺族補償費は、労働者の性別、年齢階層別の平均賃金の70%を基準として毎年度定めた遺族補償標準給付基礎月額により、10年間を限度として支給されることとなっている。

(4) 遺族補償一時金

遺族補償を受けることができる遺族がない場合、あるいは遺族補償費の受給者が死

亡等により失権したような場合には、一定の範囲の遺族に対して遺族補償一時金を支給することとしている。遺族補償一時金の額は、死亡した被認定者の該当する遺族補償標準給付基礎月額に36月を乗じて得た額とされ、既に支給された遺族補償費がある場合にはその額を控除することとしている。

(5) 児童補償手当

児童については、逸失利益がない等の理由から障害補償費の支給の対象にはならないが、指定疾病にかかっていることにより家庭、近隣、学校において通常の生活が出来ないことによる苦痛があること、成長や学業が遅れる等により現在及び将来に支障をきたすことがあること、また、発作等による肉体的、精神的苦痛があること、などの理由から、児童の日常生活の困難度に応じて一定額の児童補償手当を支給することとしている。

(6) 療養手当

療養手当は、入院に要する諸雑費、通院に要する交通費等に充てるため、指定疾病について療養の給付又は療養費の支給を受けている被認定者の入通院の状態に応じて定額で支給することとされている。

(7) 葬祭料

被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、その葬祭を行う者に支給されるものである。

3 公害保健福祉事業

本制度では、指定疾病により損なわれた被認定者の健康の回復、保持及び増進を図る等被認定者の福祉を増進し、指定疾病による被害を予防するために必要な公害保健福祉事業を行うこととしており、具体的には次の事業が実施されている。

リハビリテーションに関する事業

転地療養に関する事業

家庭における療養に必要な用具(特殊寝台、空気清浄機等)の支給に関する事業

家庭における療養の指導に関する事業

その他環境大臣が定める事業

4 健康被害予防事業

本制度では、大気の汚染の状況が健康になんらかの影響を及ぼしている可能性は否定できないということを踏まえ、大気の汚染の影響による健康被害を予防するために健康被害予防事業を実施することとしている。

これは、国及び地方公共団体の行う健康被害を予防するための施策を補完し、より効果のあるものとする事により、大気の汚染の影響による健康被害の予防を図るものである。

健康被害予防事業は、人の健康に着目した環境保健事業と環境質自体に着目した環境改善事業からなるが、具体的には次のとおりである。

(1) 協会が自ら行う事業

調査研究—— 大気汚染による健康影響に関する総合的研究、局地的大気汚染対策に関する調査研究等

知識の普及—— キャンペーン、各種パンフレットの作成等

研修—— 地方公共団体が行う事業の従事者に対する研修

(2) 地方公共団体等が行う事業に対する助成

計画作成 —— 地域の大気環境改善のための計画作成

健康相談 —— 医師、保健師等によるぜん息等に係る相談 指導

健康診査 —— 乳幼児を対象に問診等による発症予防のための指導

機能訓練 —— ぜん息児童を対象とした水泳・音楽教室、ぜん息キャンプ

施設等整備 —— 温水プールの整備、医療機器等の整備、低公害車の普及、最新

(助成) 規制適合車等代替促進、大気浄化植樹、大気汚染対策緑地整備 (環境事業団が実施)等

(地方公共団体が民間事業者等に助成を行う場合を含む。)

5 費用負担

本制度の実施に必要な費用は、補償給付費、公害保健福祉事業費、給付関係事務費、公害健康被害補償予防協会事務費及び健康被害予防事業費の5つに分けられる

補償給付費については、全額原因者負担としている。このうち慢性気管支炎等の旧第一種地域に係る補償給付費には、工場等からの硫黄酸化物の排出量に各地域ごとに毎年度定めた賦課料率を乗じて徴収する汚染負荷量賦課金をもって充てるほか、自動車重量税収入の一部を充てることとされている。また、水俣病、イタイイタイ病等の第二種地域に係る補償給付費

には、その原因者である工場等から徴収する特定賦課金をもって充てることとされている。公害保健福祉事業費は、その2分の1を原因者負担とし、残り2分の1は公費負担となっている。原因者負担分の具体的な負担方法は補償給付費と同様であり、また、公費負担分については、その半分(全体の4分の1)ずつをそれぞれ国と公害保健福祉事業を実施する都道府県又は政令市とで負担することとなっている。

給付関係事務費については、全額公費負担としており2分の1を国が、残り2分の1を都道府県又は政令市が負担することとなっている。

公害健康被害補償予防協会事務費については、国が一部を補助することとし、残額を原因者が負担することとなっている。

健康被害予防事業費は、大気汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者その他大気汚染に関連のある事業活動を行う者から拠出される拠出金及び国の出資により設けられる基金の運用益をその財源とすることとなっている。

(1) 旧第一種地域の被認定者に対する補償給付費等

旧第一種地域に係る補償給付費等については、ばい煙発生施設等の固定発生源と自動車の移動発生源とに分けて費用を負担させることとし、両者の負担割合は8対2と定められている。

固定発生源負担分については、昭和62年4月1日において、1時間当りの最大排出ガス量が、旧指定地域で5,000? N以上、その他地域で10,000? N以上のばい煙発生施設等が設置される工場・事業場を設置していた事業者から、算定基礎期間(昭和57年から61年まで)及び前年の硫黄酸化物排出量に応じて汚染負荷量賦課金を徴収している。汚染負荷量賦課金の賦課料率は、毎年度当該年度に必要な経費と算定基礎期間の硫黄酸化物累積換算量及び前年の全国における硫黄酸化物排出量を基礎として、過去分賦課料率及び現在分賦課料率が定められている。

平成15年度の賦課料率は下表のとおりである。

地域区分		過去分賦課料率	現在分賦課料率	対象地域
旧指定地域	A地域	85円81銭	2,037円04銭	大阪市、豊中市、吹田市、守口市、東大阪市、八尾市、堺市、尼崎市
	B地域		1,378円00銭	東京都(19区)、横浜市、川崎市
	C地域		1,258円17銭	千葉市、神戸市
	D地域		1,198円26銭	名古屋市、東海市
	E地域		898円70銭	富士市、四日市市、三重郡楠町、北九州市、大牟田市、倉敷市、玉野市、備前市
その他地域			133円14銭	上記以外の地域

なお、汚染負荷量賦課金の納付については、納付義務者たるばい煙発生施設等設置者

は、各年度ごとに、その年度の初日から45日以内に協会に申告・納付することとなっている。

自動車負担分については、自動車重量税収入の一部を引き当てることとされている。

(2) 第二種地域の被認定者に対する補償給付費等

第二種地域に係る補償給付費等については、原因となる物質を排出した特定施設等の設置者から、必要な経費を原因の程度に応じて、特定賦課金として徴収することとされている。

補償給付費等の負担方法

	旧第一種地域		第二種地域			
補償給付費	8 : 2 汚染負荷量賦課金 (事業者)		自動車重量税 収からの交付		特定賦課金 (事業者)	
公害保健 福祉事業費	8 : 2 賦課金 (事業者) 2 / 4	国 1 / 4	県又は市 1 / 4	特定賦課金 (事業者) 2 / 4	国 1 / 4	県又は市 1 / 4
給付事務費	国 1 / 2	県又は市 1 / 2		国 1 / 2	県又は市 1 / 2	
徴収事務費	汚染負荷量賦課金 (事業者) 一部国庫補助			特定賦課金 (事業者) 一部国庫補助		

(注) 給付事務費とは県知事又は市長が行う事務の処理に要する費用をいい、

徴収事務費とは協会が行う事務の処理に要する費用をいう

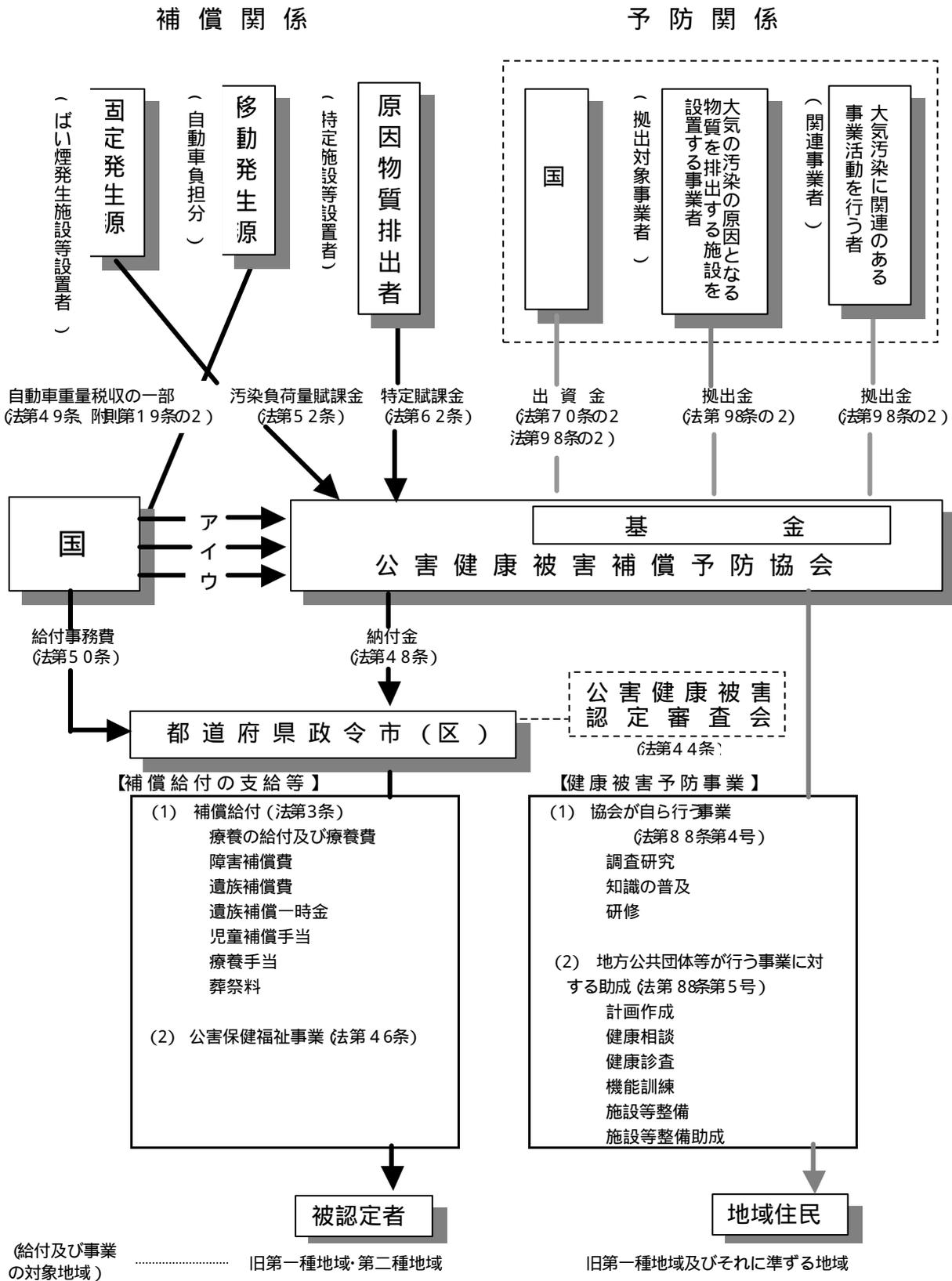
(3) 健康被害予防事業費

健康被害予防事業を実施するために必要な費用は、協会に設けた基金の運用益により賄うこととなっている。

この基金は、昭和62年4月1日又はそれ以降の年度の初日において、1時間当りの最大排出ガス量が旧指定地域で50,000? N以上、その他地域で100,000? N以上のばい煙発生施設等が設置される工場・事業場の設置者(拠出事業者)及び大気汚染に関連のある事業活動を行う者からの拠出金と国からの出資金により造成されたものである。

また、基金の規模は総額約500億円であり、うち約400億円については、拠出事業者により、残り約100億円については、大気汚染に関連のある事業活動を行う者からの拠出金と国からの出資金により構成されている。

6 公害健康被害補償予防協会の業務概要図



ア 公害健康被害補償予防協会納付金財源交付 (法第49条 附則第19条の2)

イ 公害健康被害補償予防協会事務費補助 (法第97条)

ウ 公害保健福祉事業費補助 (法第51条)

独立行政法人環境再生保全機構

本部 〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番

ミュージアム川崎セントラルタワー

TEL 044 (520) 9518 (総務部企画課)

FAX 044 (520) 2131

ホームページ

<http://www.erca.go.jp>

大阪支部 〒550-0013

大阪府大阪市西区新町1-8-1 諏訪ビル4F

TEL 06 (6531) 3161 (代)

FAX 06 (6578) 2183